資料 №1-1

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職0416第2号

令和3年4月16日

労働政策審議会

会長　鎌田　耕一　殿

厚生労働大臣　田村　憲久

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一　雇用調整助成金制度の改正

一　新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）が行う令和三年五月一日から同年六月三十日までの期間中の休業等に関し、雇用調整助成金の支給額について、一日当たりの上限額を一万三千五百円とするとともに、助成率を三分の二（中小企業事業主にあっては五分の四）とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が令和二年一月二十四日以降解雇等を行っていない場合は、助成率を四分の三（中小企業事業主にあっては十分の九）とすること。

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち厚生労働省職業安定局長が定める区域（以下「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲

食物の提供を控えることその他厚生労働省職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中の休業等（令和三年六月三十日までに行ったものであって、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この二において同じ。）及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、雇用調整助成金の支給額について、一日当たりの上限額を一万五千円とするとともに、助成率を五分の四（令和三年一月八日以降解雇等を行っていない場合は、十分の十）とすること。

三　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、業況が特に悪化しているものとして厚生労働省職業安定局長が定める要件に該当する事業主が行う令和三年六月三十日までの期間中の休業等については、雇用調整助成金の支給額について、一日当たりの上限額を一万五千円とするとともに、助成率を五分の四（令和三年一月八日以降解雇等を行っていない場合は、十分の十）とすること。

四　継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険の被保険者の休業等についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和二年一月二十四日から令和三年六月三十日までの間にある場合に変更すること。

五　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、支給上限日数に加えて支給を受けることができること等とする期間を令和二年四月一日から令和三年六月三十日までに変更すること。

第二　施行期日

この省令は、公布の日から施行し、第一の二については令和三年四月五日以降に開始した休業等について適用すること。